

平成 20 年度 財団法人新宿区生涯学習財団第 5 回理事会議事録

1 日 時 平成 20 年 12 月 24 日 (水) 午前 9 時から

2 会 場 新宿コズミックセンター5 階 大研修室

3 出席者 (理事現在数 15 名 定足数 11 名)

理事 岡田 芳朗	理事 小澤 弘太郎	理事 佐藤 洋子
理事 武井 正子	理事 新田 満夫	理事 橋本 巖
理事 久塚 純一	理事 平田 達	理事 谷頭 美子
理事 中山 弘子	理事 酒井 敏男	理事 渡部 優子
理事 小野寺 孝次		

書面表決者

理事 小柴 和正 理事 白井 裕子

事務局

小野寺常務理事	林歴史博物館館長	諏訪経営課長	世良事業一課長
青木事業一課長補佐	森事業二課長	鈴木学芸課長	岸田主任主事
武富主任主事	栗屋主任主事	堀田主任主事	岡田主任主事
内藤主任主事	堂元主任主事	庭山主事	

4 定足数の確認

理事現在数 15 名中 13 名出席 (書面表決者 1 名を含む)。寄附行為第 26 条第 1 項の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。

5 開会宣言

6 議事録署名人の選出

寄附行為第 28 条の規定に基づき、岡田理事及び佐藤理事の 2 名を議事録署名人として選出した。

7 議題

議案第 16 号 財団法人新宿区生涯学習財団財務規程の一部を改正する規程(案)について
議案第 17 号 財団法人新宿区生涯学習財団就業規程の一部を改正する規程(案)について
議案第 18 号 財団法人新宿区生涯学習財団職員給与規程の一部を改正する規程(案)について
議案第 19 号 財団法人新宿区生涯学習財団契約職員就業規程の一部を改正する規程(案)について
議案第 20 号 財団法人新宿区生涯学習財団パートタイム労働者就業規程の一部を改正する規程(案)について

その他

8 議事の経過の概要及び結果

(1)議案第 16 号 財団法人新宿区生涯学習財団財務規程の一部を改正する規程(案)について事務局より、議案第 16 号について資料に基づき説明を行った後、質疑に入った。

特に質疑なく、議案第 16 号について原案どおり全員一致で可決した。

(2)議案第 17 号 財団法人新宿区生涯学習財団就業規程の一部を改正する規程(案)について事務局より、議案第 17 号について資料に基づき説明を行った後、質疑に入った。

新田理事

「他の業に就く」ことについて。職員の誰かが、業務終了後に講演を頼まれるような場合については如何か。

諏訪経営課長

これについては、理事長の許可を得るという規則がある。報酬の有無に関わらず届け出を行う必要があるという事であり、活動自体を禁止するものではない。

新田理事

業の解釈は難しいところであるが。

諏訪経営課長

地域の生涯学習活動への協力等は、財団職員の本来業務として認められるので許可する事ができる。

新田理事

各職員のスキルアップにも繋がる事なので、現場においてフレキシブルな判断を行って対応してもらいたい。可能であれば、許可が無くとも他の業に従事する事が出来るよう検討して欲しい。規則に関して言えば、財団には利用者ニーズに合わせた施設運営等を実施して欲しい。例えば来館者から「もう 30 分、施設内を見せて貰えないか」等の要望があった場合、役所のように「規則だから認められない」とするのでは、時間にゆとりのある方だけが利用可能で、忙しい人は利用出来ない施設となってしまう。利用者のニーズに合わせてフレキシブルな対応が出来るよう検討して欲しい。

小野寺常務理事

私も同感である。特に前段部分については職員の育成という観点からも将来必要な事であると考えているので、研修参加等については認めていく前提である。後段の顧客ニーズに合致したサービス提供という部分においても、そのニーズに応えていくために就労時間を充てる事が出来るよう対応していくというものである。

新田理事

了解した。

中山理事長

可能な限り区民のニーズ及びライフスタイルに対応できる施設運営を実施したいと考えており、それに対応できるよう、職員の執務体制を変更するものである。皆さんに信頼され、役に立つ職員となるために今後の運営に取り組んでいく。

橋本理事

職員が従事する時間帯が変更となる事により、給与等の変更があるか。

小野寺常務理事

現在も 22 時以降に勤務する場合は、労働基準法に基づき夜間手当を支給している。今後、7 時間 45 分を超える部分については超過勤務手当の支給対象となる。それ以内の場合であれば所定の労働時間内であるので、給与が変わる事はない。

以上の質疑のあと、議案第 17 号について原案どおり全員一致で可決した。

(3)議案第 18 号 財団法人新宿区生涯学習財団職員給与規程の一部を改正する規程(案)について事務局より、議案第 18 号について資料に基づき説明を行った後、質疑に入った。

特に質疑なく、議案第 18 号について原案どおり全員一致で可決した。

(4)議案第 19 号 財団法人新宿区生涯学習財団契約職員就業給与規程の一部を改正する規程(案)について事務局より、議案第 19 号について資料に基づき説明を行った後、質疑に入った。

平田理事

職務専念義務免除について、対象となる具体例を説明して欲しい。

諏訪経営課長

職務専念義務免除として認められているものは、(1)職員が財団又は新宿区若しくは区の設立した外郭団体の行う研修を受ける場合、(2)職員が報酬を得ずに区又は区以外の機関の主催する講演会等において生涯学習事業等に関し講演を行う場合、(3)職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合、(4)職員がその職務を遂行上必要な資格試験を受験する場合、(5)前(1)から(4)に掲げる場合のほか理事長が必要と認める場合、となっている。

平田理事

了解した。

中山理事長

第 16 条（職務専念義務）に関しては、これまで実際の運用の中で対応してきたものを明文化したという事で良いか。

小野寺常務理事

そうである。職員のスキルアップのための研修参加等については、これまでと同様に今後も保証していく。

新田理事

現在、派遣職員の切り捨て等が大きな社会問題となっている。財団職員の構成割合はどの様になっているか。

小野寺常務理事

現在、区派遣職員 4 名・固有職員 25 名・契約職員 60 名程度・人材派遣 4 名・他に 200 名程のパートタイム労働者で構成されており、全体で 280 名前後である。

新田理事

比率が高い契約職員から不満が生ずると、組織の維持が困難となる。私の会社では正規職員より契約職員の給与が高い場合もある。経営者としては先ず削減ありきでなく契約職員の皆さんが正当な評価を受け、やり甲斐を持って働く事が出来るよう取り組まなければならない。そのように考えているとの理解でよいか

小野寺常務理事

そのように考えている。

以上の質疑のあと、議案第 19 号について原案どおり全員一致で可決した。

(5)議案第 20 号 財団法人新宿区生涯学習財団パートタイム労働者就業給与規程の一部を改正する規程(案)について事務局より、議案第 20 号について資料に基づき説明を行った後、質疑に入った。

佐藤理事

8時間勤務の方をパートタイム労働者とする事ができるのか。

小野寺常務理事

他のパートの方が休暇を申請された場合、その方に代わって連続して従事する場合においては勤務時間が8時間を超える場合もあり得るが、通常はない。

谷頭理事

時給は800円からとの事であるが、夜間に勤務される方については特に勘案しないのか。

諏訪経営課長

800円というのは、あくまでも基準として設けている。全体としては850円から900円の方が多いが、夜間の勤務に従事される方は900円以上の方が多い。また、パートタイム労働者についても評価制度を導入しており、昇給に対応できる体制を整備している。研修期間については800円としているが、それ以外で800円という実態はない。

新田理事

パートタイム労働者の方も子育て中である等の様々な状況をお持ちかと思うが、パートタイム労働者から契約職員へ、そして正規職員へといった登用への用意はないか。

小野寺常務理事

パートタイム労働者から契約職員・常勤職員へ試験なしで直接登用する制度はないが、パートタイム労働者が契約職員・常勤職員採用試験を受験し合格すれば可能である。同様に契約職員についても常勤職員採用試験を受験して合格すれば可能である。内部の評価のみで登用する事はない。

久塚理事

パートタイム労働者に対して、所定労働時間や超過勤務の内容を含めた雇用契約を行っているか。

諏訪経営課長

全てのパートタイム労働者との間において雇用契約書を締結している。

久塚理事

私が気になるのは、単に常勤職員よりも労働時間が短い方をパートタイム労働者と考えてしまう事である。

諏訪経営課長

今回送付した改正案には当該規程の全文が記載されていないため、分かりにくい部分があった事をお詫びする。規程の他の条文は労働基準法を引用したものとなっているため問題はない。

久塚理事

了解した。

新田理事

規制緩和が叫ばれて久しいが、様々な法律・規則等はそれを運用する人の気持ちによるところが大きいと考える。全ての契約職員・パートタイム労働者が、財団職員としての誇りを持って、派遣・固有・契約・パート全ての職員が一体感を持って取り組める体制をつくって欲しい。規則も大切であるが、それに囚われ過ぎずに対応してもらいたい。財団などでは労働関係の問題がトラブルの種となり易い。規程等については職員全員に十分に理解してもらい、パートタイム労働者にも温かく接して欲しい。また今後、人事・労務管理については組織としてしっかり取り組んで欲しい。

以上の質疑のあと、議案第20号について原案どおり全員一致で可決した。

9 事務局からの報告事項等

小野寺事務局長

契約職員給料表の改定及び改定理由に関連して、先程から議題に上がっているが、契約職員・パートタイム労働者は当財団にとって貴重な資源であり、その役割は今後益々重要となってくる。平成18年度以降、財団として一定の収益を得られた事から、今回一律8,000円のベースアップを行う。契約職員の中でも、その持てる力を十分に発揮している職員もいる。現在手当を支給している主任・副主任についても新たに号級として設けた。参考までに、主任の最高給については34万円の水準にまでアップ出来た。固有職員のそれが38万円であることと比較しても、今回の改定により、きちんと働く職員

には一定の処遇ができる給与体系になったと考えている。職員が、その持てる力を存分に発揮しモラルを維持するとともに、財団発展のために尽力して貰えるよう取り組んだ。

もう一点は、既に報道等でご存知かと思われ、ご心配をお掛けしていると思ひ説明をさせていただく。現在、昨年を超える参加申込者、協賛企業、イベント参加団体が集まっており、昨年以上の盛り上がりが見込める状況である。

報道内容についてであるが、ランナーがより走りやすいコースとするため、9月にコース設定を行った。このコースについては陸連へ申請し公認コースをして認められた。しかし公認記録として認められるためには、陸連規則により地元競技団体（区陸上競技協会）の運営協力が条件となる。今回は区陸上競技協会の協力を得られなかったために公認記録とはならない。この事について、参加申込者に対しては1月5日以降に通知を行い、納得が得られなかった場合は参加料を返金する予定である。但し、今現在はこの事に関する問い合わせは皆無であり、寧ろ「キャンセルが出た場合に繰り上げて参加を認めて欲しい」との声が多い。区陸上競技協会に対しても協力を仰いだが、同意を得られなかった。我々としては、イベントを参加者が満足出来る場として運営する事が大切であり、そのために現在準備を進めている。

オリンピック招致イベントについて。2016年の東京オリンピック開催を目指し、招致イベントの実施のため、地域ぐるみで盛り上げていく体制に取り組んでいる。これについては区からも要請を受け、財団も協力して実施するものである。この招致イベントの実行委員会会長として、当財団の理事である小澤区体協会会長が選出された事をご報告させていただく。

新田理事

先程の給与改定について。一般企業では組合が存在し労働者の要望実現に応えるべく活動しているが、今回の改正はそのような動きによるものか、常務理事の提案によるものか。

小野寺常務理事

両方である。契約職員の生活様様は様々であり、私に対して処遇改善の要望もあった。先程申し上げたように、財団全体・職員全員の努力により業績を上げる事が出来たため、今回の改正を行った。

新田理事

今後も胸を張って取り組んで欲しい。

武井理事

新宿シティハーフマラソンについて。今年度の大会では難しいであろうが、この大会に参加し、また他の大会に参加する人にとって公認記録は欲しいところであると思う。来年度は是非公認記録を取得出来るように運営して欲しい。

世良事業一課長

今年度は残念な結果となったが、来年度以降のためにも今後働きかけを行っていききたい。

これをもって、平成20年度第5回財団法人新宿区生涯学習財団理事会は終了となった。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人